

令和7年度

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

田辺市役所 税務課 市民税係

市町村コード 302066

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

- 異動届・課税内容についてのお問合せは
税務課市民税係 Tel 0739-26-9920(直通)
Fax 0739-23-1941(税務課・収納課共通)
- 納入についてのお問合せは
収納課 Tel 0739-26-9922(直通)

目次

■ 令和7年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について……………	1
■ 特別徴収税額の納入の仕方……………	2
・特別徴収について	
・納期限	
・納入方法	
・特別徴収税額の変更	
・納期の特例	
・納入場所	
■ 納税者が退職又は転勤等で異動した場合の手続……………	3
■ 異動届出書の書き方……………	4～7
■ 退職金を支払う場合の手続……………	8～9
・税額の計算方法	
・(退職所得用)市民税・県民税納入申告書の記載例	
■ 納入書の記入・取扱いについて……………	10～11
■ 近畿2府4県以外の郵便局へ納入される特別徴収義務者の方にお願ひ…………	12
■ 特別徴収に係る給与所得者異動届出書(予備)……………	13
■ 特別徴収切替届出(依頼)書……………	14
■ 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書……………	15
■ 市民税・県民税・森林環境税の計算方法……………	16～17
■ 電子申告をご利用ください……………	18

令和7年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当市では特別徴収の事務手続きを円滑に進めていただくための「特別徴収のしおり」を作成いたしましたので、ご一読のうえ、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

特別徴収義務者の指定

特別徴収の方法により、徴収されることとなる給与所得者に対し、4月1日現在給与の支払をしている所得税法第183条第1項の源泉徴収義務者は地方税法第41条、第321条の4第1項及び田辺市税条例第38条の規定により、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定されます。

特別徴収税額の通知

特別徴収の方法により徴収することとなる場合は5月31日までに特別徴収義務者に「特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」と「特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」をお送りします。

内容は次のとおりです。

(1) 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)

特別徴収義務者として指定するとともに、給与支払者(特別徴収義務者)が、従業員等(納税義務者)から徴収し、納入していただく各月ごとの合計金額を記載しています。

(2) 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)

この通知書は納税義務者に特別徴収税額を通知するためのものです。それぞれの納税義務者に5月31日までに必ずお渡しください。

■特別徴収税額の納入の仕方

1. 特別徴収について

納税義務者の便宜を図るため、地方税法並びに田辺市税条例の規定によって、1年間に納付しなければならない市民税・県民税・森林環境税額を12回に分けて(6月から翌年5月まで)毎月給与等から徴収し、その月分をまとめて納入していただきます。

2. 納期限

月割額を徴収した月の翌月10日(その日が土曜日・日曜日・祝日に該当するときは、その次の金融機関営業日)です。納期限までに完納されなかった場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。督促手数料は、督促状1通につき80円となります。

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額につき次の割合を乗じた額となります※この取扱いは、令和3年1月1日以降のものであり、令和2年12月31日までの延滞金計算は、別の方法になります。

延滞金 = (税額 × (延滞金特例基準割合 + 1%) × A ÷ 365) + (税額 × (延滞金特例基準割合 + 7.3%) × B ÷ 365)

A…納期限の翌日から1か月を経過する日までの日数

B…納期限の翌日から1か月を経過した日から納入した日までの日数

延滞金特例基準割合…財務大臣が告示する割合(国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の年平均)に年1.0%の割合を加算した割合

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押え等の処分を受けることがあります。

3. 納入方法

- 各納税義務者から徴収された月割額の合計額を、同封の「和歌山県田辺市個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)納入書」(別冊)で納入してください。
なお、退職所得の分離課税にかかる特別徴収税額は、同納入書の「退職所得分」欄にご記入の上、納入してください。(詳しくは、8ページをご覧ください。)
- 退職者の一括徴収の場合
退職金などから差し引かれた残税額は、その徴収された翌月10日までに、他の給与所得者にかかる特別徴収税額とあわせて「和歌山県田辺市個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)納入書」(別冊)により納めていただくことになります。
なお、この納入税額は、「給与分」の欄へ他の在職者の月割額と合計して記入することになりますので「退職所得分」の欄には記入しないよう注意してください。
また、給与所得者異動届出書の「一括徴収」欄に、一括徴収された税額を記入してください。
- 地方税共通納税システム(eLTAXを利用)により、個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)を電子納税できます。詳しくは、eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

4. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後、その税額に更正等があり、これを変更する事由が生じたときは、市役所から「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」及び「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」をお送りいたします。その際、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」を納税義務者にお渡しください。

5. 納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満である事業所は、市長の承認を受けることにより、特別徴収税額のうち、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日(その日が土曜日・日曜日・祝日に該当するときは、その次の金融機関営業日)までの年2回で納入することができます。

納入場所

- 指定金融機関…紀陽銀行
- 指定代理金融機関…和歌山県農業協同組合、きのくに信用金庫
- 収納代理金融機関…三菱UFJ銀行、三十三銀行、百五銀行、近畿労働金庫
なぎさ信用漁業協同組合連合会(ただし和歌山県内に限る)
近畿2府4県内に所在するゆうちょ銀行(郵便局)
- 田辺市役所収納課 ○龍神・中辺路・大塔・本宮の各行政局

※金融機関の名称が変更となっている場合はご了承ください。

* 近畿2府4県以外に所在するゆうちょ銀行(郵便局)を利用して納付する場合は、12ページの「指定通知書」をゆうちょ銀行(郵便局)に、「ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書の提出について」を田辺市税務課にそれぞれ提出する必要があります。すでに納入取扱店(局)として指定しているゆうちょ銀行(郵便局)以外の支店で納入される場合も、再度、当該支店に「指定通知書」の提出が必要になります。
なお、前年度利用の指定郵便局等は今年度も引き続き利用できますので「指定通知書」の提出は不要です。

* 口座振替、コンビニエンスストア、クレジット納付及びキャッシュレス決済サービスによる納入はできませんのでご了承ください。

* 地方税共通納税システムをご利用の場合、対応金融機関は上記に限られませんので、eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)にてご確認ください。

■納税義務者が退職又は転勤等で異動した場合の手続

【退職等の場合】

特別徴収の方法によって納税している人が退職した場合、特別徴収税額のうち給与から徴収できなくなった税額は、普通徴収の方法で納税義務者から直接納めていただきます。この場合、異動があった月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に退職した人の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)、住所、特別徴収税額(年税額)、徴収済税額、未徴収税額、異動年月日、異動の事由、未徴収税額の徴収方法等を記入して市民税係まで提出してください。→記載例5ページ

(1)退職者の一括徴収

①退職の日が令和7年6月1日から12月31日までの場合

未徴収税額の徴収については、納税義務者と話し合いの上、一括徴収希望の申し出がある場合は、当月分と同時に納入してください。

②退職の日が令和8年1月1日から4月30日までの場合

未徴収税額の徴収については、納税義務者の申し出がなくても一括徴収し、当月分と同時に納入してください。

◎退職の場合、残り分を一括徴収していただきますと、納税義務者の方も後日個人で納付する手間が省けますので、ご協力をお願いします。

(2)手続

特別徴収義務者から「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成して提出していただきますが、一括徴収された場合は、「**一括徴収**」欄に徴収予定額、**納入月分**を記入してください。→記載例6ページ

【転勤の場合】

転勤により勤務先が変わり、その新しい勤務先でも引き続いて特別徴収の方法によって徴収されることを納税義務者が希望した場合には、特別徴収を継続いたします。この場合、新たな勤務先の名称と所在地及びその勤務先で何月分から徴収していただくことになるか、その他必要な事項を記入した「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を、転勤のあった月の翌月10日までに市民税係へ提出してください。→記載例7ページ

異動届出書には、必ず住所を記入し、氏名欄にはフリガナをお願いします。

届出用紙が不足した場合、13ページにある様式をコピーしてご利用ください。

令和6年度から、異動届出書が複写式から単票式に変更となりました。

事業所用控えが必要な場合は2枚提出してください。

そ の 他

(1) 名称変更・所在地変更などがあった場合は、直ちにこのしおりの15ページの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

(2) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書や納入書等に記入された**指定番号**は、あなたの事業所を表示したものです。今後田辺市に提出される書類には、必要事項とともに必ず、この番号を記入してください。

(3) 普通徴収(個人納付)から特別徴収へ切り替える場合、14ページの「特別徴収切替届出(依頼)書」に**納付済期**、**特別徴収開始月**を必ず記入し、提出してください。なお、用紙が不足した場合は、コピーしてご使用ください。

◎提出期限…異動があった月の翌月10日まで

◎該当者1人につき1部提出してください。

■異動届出書の書き方

給与等の支払者の氏名又は名称・住所又は所在地・個人番号又は法人番号を記入してください。

この届出書の内容について応答できる方の氏名・係名・電話番号・内線を記入してください。

給与所得者の氏名(フリガナ)・生年月日・個人番号(マイナンバー)・住所を記入してください。(姓が変わった場合は、新姓も記入してください。)

退職後の住所が1月1日現在の住所と異なる場合は、新しい住所を記入してください。

転勤等により、新しい給与支払者が特別徴収を継続するとき、その事業所の名称・所在地・電話番号・担当者名、新しい給与支払者が、月割額を何月分まで徴収するか必ず右欄に記入してください。

一括徴収する場合は、一括徴収する理由について該当番号を記入してください。

一括徴収しない場合は、一括徴収しない理由について該当する番号を記入してください。なお、未徴収税額分については普通徴収に切り替え、後日、田辺市役所より本人宛てに納付書をお送りしますので、その旨を本人にお知らせください。

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

7 受付印

市町村長 令和 年 月 日 提出

給与所得者の氏名(フリガナ) 生年月日 個人番号

住所

特別徴収指定番号

課税年度 6年度 7年度

特別徴収指定番号 宛名番号

異動の事由

1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他

特別徴収税額(年税額) (ア) (イ) (ウ)

例) 11月10日納期限分の場合→10月分

徴収済税額 未徴収税額

異動年月日

1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

2 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

3 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収税額等通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収税額等通知書の宛名番号を記入してください。

異動の年月日を記入してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法について、該当する番号を記入してください。

該当する異動の事由を記入してください。(注)「8 その他」の場合には、具体的な事由を記入してください。

(ア) 特別徴収税額欄 特別徴収税額等通知書の『特別徴収税額』欄の税額を記入してください。

(イ) 徴収済税額欄 何月分から何月分まで徴収したか、またその合計額を記入してください。

(ウ) 未徴収税額欄 何月分から何月分までが未徴収か、またその合計額(ア)-(イ)を記入してください。

合計欄には、上記(ウ)の未徴収税額と同一の額を記入してください。

(例) 未徴収税額を一括徴収し9月分まで納める場合は『9月分』と記入し、上記(イ)の徴収済税額は『8月分まで』上記(ウ)の未徴収税額は『9月分』として記入してください。(記載例 6ページ)

記載例①（退職：一括徴収しない場合）
9月分まで徴収し、未徴収税額を「普通徴収」に切り替えるとき

※該当者1人につき1部提出してください

注意事項等

1 本書は、特別徴収の個人用紙です。提出期限は、職員の異動があった月の翌月10日までです。
2 繰越徴収ありを行う場合がありますので、大枠内へ記入してください。また、訂正する場合は二重線で抹消してください。
3 給与所得者が本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

<p>市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収</p>		<p>に係る給与所得者異動届出書</p>		<p>整理番号</p>		<p>1</p>	
<p>受付印 7</p>		<p>646-8545</p>		<p>総務課給与係</p>		<p>6年度</p>	
<p>田辺 市町村長</p>		<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>		<p>乙野 花子</p>		<p>7年度</p>	
<p>令和 7 年 10 月 6 日 提出</p>		<p>(株)田辺</p>		<p>0739-22-5300</p>		<p>90025551</p>	
<p>個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)</p>		<p>個人番号</p>		<p>1234</p>		<p>25</p>	
<p>フリガナ</p>		<p>ワカヤマ タロウ</p>		<p>異動年月日</p>		<p>異動の事由</p>	
<p>氏名</p>		<p>和歌山 太郎</p>		<p>令和 7 年 9 月 20 日</p>		<p>※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。</p>	
<p>生年月日</p>		<p>元号 3 1 月 1 日 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 50 年 1 月 1 日</p>		<p>特別徴収税額 (年税額)</p>		<p>異動後の未徴収税額の徴収方法</p>	
<p>個人番号</p>		<p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 2</p>		<p>例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 10 月分から 9 月分まで 5 月分まで</p>		<p>番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)</p>	
<p>住居</p>		<p>田辺市高雄一丁目23-1</p>		<p>円 49,200</p>		<p>円 32,800</p>	
<p>異動後</p>		<p>和歌山市小松原通1-1</p>		<p>円 16,400</p>		<p>円 32,800</p>	
<p>① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）</p>							
<p>新しい勤務先 (特別徴収義務者)</p>		<p>特別徴収指定番号</p>		<p>担当者氏名</p>		<p>新しい勤務先へは、</p>	
<p>フリガナ</p>		<p>法人番号</p>		<p>電話番号</p>		<p>月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。</p>	
<p>受給者番号</p>		<p>納入書の要否 (新規の場合のみ記載)</p>		<p>番号を記入 ① 必要 ② 不要</p>		<p>※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。</p>	
<p>② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）</p>							
<p>番号を記入</p>		<p>1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。</p>		<p>徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入</p>		<p>左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。</p>	
<p>③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）</p>							
<p>番号を記入</p>		<p>異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。</p>		<p>旧特別徴収処理欄</p>		<p>入力者 点検</p>	
<p>1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。</p>		<p>6年度 月分以降の月割額は</p>		<p>7年度 月分以降の月割額は</p>		<p>1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他</p>	
<p>1</p>		<p>1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他</p>		<p>入力者 点検</p>		<p>入力者 点検</p>	
<p>市町村処理欄</p>							
A		B		C		D	
E		F		G		H	
I		J		K		L	

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

記載例② (退職：一括徴収する場合)
退職により未徴収税額を一括徴収し、9月分で納入するとき

※該当者1人につき1部提出してください

注意事項等

1 本書は、特別徴収の(個人の市町村住民税・道府県民税(住民税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した月10日までの従業者等が、異動・転籍・退職等により、給与所得者が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。また、訂正する場合は二重線で抹消してください。

3 給与所得者が本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

<p>市町村住民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書</p> <p>道府県民税 特別徴収</p>										<p>整理番号</p>		<p>1</p>							
<p>受付印</p> <p>7</p>										<p>646-8545</p>		<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>		<p>田辺 花子</p>		<p>6年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺 市町村長</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>		<p>7年度</p>		<p>特別徴収指定番号</p>	
<p>田辺市東山一丁目5番1号</p>										<p>令和 7 年</p>		<p>10 月 6 日</p>		<p>提出</p>					

■退職金を支払う場合の手続

退職所得(退職手当等)にかかる市民税・県民税の所得割(分離課税)については、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払の際に、特別徴収していただくことになっています。その場合、「和歌山県田辺市個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)納入書」(別冊)の「退職所得分」欄に記入し、翌月の10日までに納めてください。

また、「退職所得分」欄記入と同時に、「和歌山県田辺市個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)納入書」の裏面の納入申告書を記入してください。

1. 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、田辺市内に居住している人です。

2. 税額の計算方法

次の表により計算してください。

■退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	80万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1日であっても1年として計算します。

在職中に障害者となったことに直接起因して退職した場合は、上記により計算した控除額に100万円が加算されます。

■税額の計算式

○勤続年数5年以下の役員等に支払われる退職手当等

退職所得の金額=退職手当等の金額-退職所得控除額

○勤続年数5年以下の役員等以外の人に支払われる退職手当等

・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合
退職所得の金額=(退職手当等の金額-退職所得控除額)×2分の1

・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合
退職所得の金額=150万円+退職手当等の金額-(300万円+退職所得控除額)

○上記以外の人に対して支払われる退職手当等の場合

退職所得の金額=(退職手当等の金額-退職所得控除額)×2分の1

※平成25年1月1日以降に支払われる勤続年数5年以下の役員等の退職金については、退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額ではなく全額を課税の対象とすることとされました。
※令和4年1月1日以降に支払われる勤続年数5年以下の役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく全額を課税の対象とすることとされました。

市民税=『退職所得の金額』×6% (百円未満の端数切捨て)
県民税=『退職所得の金額』×4% (百円未満の端数切捨て)

【計算例】退職金支払額 17,569,248円 勤続年数29年の場合

①退職所得控除額を求めます。

・退職所得控除額 = 8,000,000円 + 700,000円 × (29年 - 20年)
= 14,300,000円

②退職所得の金額を求めます。

・退職所得金額 = (17,569,248円 - 14,300,000円) × 1/2
= 1,634,624円 (千円未満切捨て) → 1,634,000円

③市民税・県民税それぞれの税額を求めます。

市民税 1,634,000円 × 6% = 98,040円 (百円未満切捨て) → **98,000円**

県民税 1,634,000円 × 4% = 65,360円 (百円未満切捨て) → **65,300円**

退職所得に係る市民税・県民税の税額	
市民税	98,000円
県民税	65,300円
合計	163,300円

(退職所得用) 市民税・県民税納入申告書の記載方法

納入書裏面

(退職所得用)																											
市民税						県民税																					
納入申告書																											
田辺市長 宛て																											
年 月 日 提出																											
退職手当等支払金額																											
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">年 月 分</th> <th colspan="2">人 員</th> <th colspan="2">人</th> </tr> <tr> <td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> </table>												年 月 分		人 員		人		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
年 月 分		人 員		人																							
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																		
特別徴	市民税																										
収税額	県民税																										
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により 上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																											
特別徴収義務者	〒					受付印																					
	住所又は所在地																										
	氏名又は名称																										
法人番号又は個人番号																											

提出日を記入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称・法人番号又は個人番号を記入してください。なお、個人番号を記入する場合は、左側を1文字空けて、12桁の番号を記入してください。

納入する年月分を記入してください。

納税者数を記入してください。

退職手当等支払金額を記入してください。

市民税額を記入してください。

県民税額を記入してください。

- * 退職所得にかかる市民税・県民税を納入する際は、氏名、勤続年数等が記入された明細書を市民税係宛てに送付してください。
- * 特別徴収義務者が個人事業主である場合、金融機関では市民税・県民税に関する個人番号(マイナンバー)を扱えないため、下記の手続きをお願いします。
 - 市民税係へ…… 予備の納入書を使用し、裏面に個人番号(マイナンバー)を含めて上記の内容を記入し、市民税係宛てに提出してください。表面は記入不要です。
 - 金融機関へ…… 表面に納入額を記入し、納入してください。納入書裏面(納入申告書)は記入不要です。

■納入書の記入・取扱いについて

「和歌山県田辺市個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)納入書」(別冊)は、OCR(光学式文字読み取り装置)処理用の統一様式となっておりますので、以下の注意事項・記入例をご参照いただき、間違いのないように記入してください。

【注意事項】

- 1.12か月分の納入書の「納入金額(1)」には、当初通知時の納入すべき金額があらかじめ印字されていますが、税額変更があった場合や退職所得分の記入がある場合の取扱いについては、記入例②をご参照の上、金額を訂正してください。
- 2.«(退職所得用)市民税・県民税納入申告書»は、「納入済通知書」の裏面にあります。
- 3.«納入済通知書»は直接機械に読み込ませますので、汚したり折り曲げたりしないで大切に取扱ってください。
- 4.記入の際には「黒のボールペン」を使用し、11ページの「標準字体」にならって枠からはみ出さないようにお願いします。
- 5.納期限の翌月以降に納付する場合は、督促手数料が発生いたしますので、督促手数料を記載の上、納入してください。

【記入例】

①納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と同じ場合

納入書をそのままご使用ください。「納入金額(2)」の欄には何も記入しないでください。

②納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と異なる場合

- ・納入すべき金額が、税額変更又は、退職所得分の納入等により「納入金額(1)」と異なるときは、「納入金額(1)」の金額を横線で消し、「納入金額(2)」の該当する欄に納入すべき金額を記入してください。
- ・「納入金額(1)」の金額を横線で消しても、納入済通知書には訂正印を押さないでください。他にも特に押印の必要はありません。なお、「納入金額(2)」の欄は訂正できません。書き損じた場合は、予備の納入書を使用してください。

和歌山県 田辺市 個人市民税・県民税 ・森林環境税(特別徴収) 領収証書 (公)			和歌山県 田辺市 個人市民税・県民税 ・森林環境税(特別徴収) 納入書 (公)			和歌山県 田辺市 個人市民税・県民税 ・森林環境税(特別徴収) 納入済通知書 (公)		
市区町村コード 3 0 2 0 6 6	口座番号 00970-7-960366	加入者名 田辺市会計管理者	市区町村コード 3 0 2 0 6 6	口座番号 00970-7-960366	加入者名 田辺市会計管理者	市区町村コード 3 0 2 0 6 6	口座番号 00970-7-960366	加入者名 田辺市会計管理者
令和7年8月分	指定番号 90025551	納入金額(1) 円 58200	令和7年8月分	指定番号 90025551	納入金額(1) 円 58200	令和7年8月分	指定番号 00000000000000000000000000000000	納入金額(1) 円 58200
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納金 給与(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金	0000063400 0000027800 0000000000	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納金 給与(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金	0000063400 0000027800 0000000000	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納金 給与(一括徴収分を含む) 退職所得分 延滞金	0000063400 0000027800 0000000000
納期限 令和7年9月10日	督促手数料	0000000000	納期限 令和7年9月10日	督促手数料	0000000000	納期限 令和7年9月10日	督促手数料	0000000000
(2) 合計額	0000091200		(2) 合計額	0000091200		(2) 合計額	0000091200	
(特別徴収義務者) 〒646-8545 住所又は 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 所在地	領収日付印		(特別徴収義務者) 〒646-8545 住所又は 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 所在地	領収日付印		(特別徴収義務者) 〒646-8545 住所又は 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 所在地	領収日付印	
氏名又は (株)田辺 名称	様		氏名又は (株)田辺 名称			氏名又は (株)田辺 名称	納	
上記のとおり領収しました。	(納入者保管)		上記のとおり納入します。	(金融機関又は郵便局保管)		上記のとおり通知します。(受付店一紀陽銀行田辺支店(取りまとめ店)一市) (田辺市保管)		

③予備の納入書を使用される場合

納入金額を書き損じたり、納入書が破損したときは、納入書つづりの後ろにとじてある予備の納入書を使用してください。

- ・「納入金額(2)」の欄……給与分、退職所得分等の納入すべき金額をそれぞれの欄に記入してください。
- ・「令和 年 月分」の欄……徴収年月です。1月～9月分については、01、09、と2桁で記入してください。
- ・「納期限」の欄……徴収月(給与等支給月)の翌月10日(その日が土曜日・日曜日・祝日に該当するときは、その次の金融機関営業日)が納期限です。
- ・「納入金額(1)」の欄は*印で消してありますので、納入金額を記入しないでください。

和歌山県 田辺市 個人市民税・県民税 ・森林環境税(特別徴収) 領収証書 (公)			和歌山県 田辺市 個人市民税・県民税 ・森林環境税(特別徴収) 納入書 (公)			和歌山県 田辺市 個人市民税・県民税 ・森林環境税(特別徴収) 納入済通知書 (公)		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
302066	00970-7-960366	田辺市会計管理者	302066	00970-7-960366	田辺市会計管理者	302066	00970-7-960366	田辺市会計管理者
令和7年10月分		指定番号 90025551	令和7年10月分		指定番号 90025551	令和7年11月10日		指定番号 90025551
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入金額(1) 円 *****	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入金額(1) 円 *****	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入金額(1) 円 *****
納入金額	給与 一括徴収分を含む	退職 所得分	納入金額	給与 一括徴収分を含む	退職 所得分	納入金額	給与 一括徴収分を含む	退職 所得分
延滞金			延滞金			延滞金		
督促 手数料			督促 手数料			督促 手数料		
合計額	47800		(2) 合計額	47800		(2) 合計額	47800	
(特別徴収義務者) 〒646-8545 住所又は 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 所在地			(特別徴収義務者) 〒646-8545 住所又は 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 所在地			(特別徴収義務者) 〒646-8545 住所又は 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 所在地		
氏名又は (株)田辺 名称			氏名又は (株)田辺 名称			氏名又は (株)田辺 名称		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)			上記のとおり通知します。(受付店→紀陽銀行田辺支店(取りまとめ店)一市) (田辺市保管)		

・納入書の納入金額欄に記入していただく字体は、次の標準字体にならって記入してください。この場合、納入金額の頭に¥記号は記入しないでください。

標準字体

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

コンピューターが読み取れる字体で記入してください。

近畿2府4県以外のゆうちょ銀行(郵便局)へ納入される特別徴収義務者の方にお願

○ 近畿2府4県以外に所在するゆうちょ銀行(郵便局)に納入する場合は、そのゆうちょ銀行(郵便局)を取扱局として指定する必要があります。

右の「指定通知書」に必要事項を記入し、事前に(又は納入と同時に)納入を希望するゆうちょ銀行(郵便局)へ提出してください。

また、「ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書の提出について」は田辺市税務課市民税係に提出してください。

※ すでに取扱店(局)として指定しているゆうちょ銀行(郵便局)以外の支店で納入される場合も、再度、当該支店に「指定通知書」の提出が必要となります。

※ 前年度利用の指定郵便局等は、今年度も引き続き利用できますので「指定通知書」の提出は不要です。

なお、ゆうちょ銀行(郵便局)以外に2ページに記載の各金融機関でも納入できますのでご利用ください。

この場合、右の指定通知書は不要です。

取扱ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書提出先(控)	
ゆうちょ銀行	本店・支店 郵便局

令和 年 月 日

和歌山県田辺市 宛て

特別徴収義務者

所在地	
名称	
指定番号	

ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書の提出について

次のゆうちょ銀行(郵便局)を市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納入取扱店(局)として、指定通知書を提出しましたので通知します。

所在地	
名称	ゆうちょ銀行 本店・支店 郵便局

指定通知書

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行

本・支店長様

郵便局長様

和歌山県田辺市

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税・県民税・森林環境税(特別徴収税額)取扱店(局)に指定しましたので通知します。

- 承認番号 貯業第159号
- 口座番号 00970-7-960366
- 加入者の名称 田辺市会計管理者
- 取りまとめ局 大阪貯金事務センター

特別徴収切替届出(依頼)書

田辺市長 宛て 令和 年 月 日 提出	受付印	法人番号 (個人番号は記載不要)											特別徴収義務者 指定番号		
	フリガナ											連絡先	所属		
	名称 (氏名)												氏名		
	代表者名												電話		
	所在地 (住所)	郵便番号	-												

給与 所得者	フリガナ											普通徴収	年税額(ア)			円	
	氏名												納付済額(イ)	期分			円
	現住所	郵便番号	-										差引徴収税額 (ア)-(イ)			円	
	住所 (1月1日)											特別徴収 (給与差引)	<input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 月分から 特別徴収を希望します (納付期限は翌月10日です)				
	生年月日	昭・平・令	年	月	日	受給者番号					納税通知書番号						
	備考											口座振替該当有無	有・無				
											納付書の送付 (新規の場合のみ記載)	要・不要					

- (注) ・特別徴収開始月は原則毎月(6月を除く)10日までに届いたものは届いた月の翌月、11日以降に届いたものは届いた月の翌々月となります。
- ・納期が近づいている分については、電話で切替できるか確認してから提出してください。
- 6月の特別徴収の開始を希望される場合は、原則その年の4月10日(土・日・祝日の場合はその翌日)までに本届出(依頼)書を提出してください。原則その日以降に本届出(依頼)書が届いた場合には、7月以降に特別徴収が開始されますのでご注意ください。
- ・重複納付を防止するため、普通徴収の納税通知書を必ず確認してください。
- ・年税額欄には、納税通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。
- ・過年度該当分、普通徴収分の納期を過ぎた分は、特別徴収に切り替えることができません。納期を過ぎた期別の税額は給与所得者本人に納めてもらってください。
- ・誤読を避けるため、給与支払者・氏名にフリガナを必ず記入してください。
- ・電子媒体の特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)の受取を希望される場合は、必ず受給者番号を記入してください。
- なお、電子媒体での通知は当初の内容のみとなり、以後の税額変更による通知につきましては、紙媒体での送付となりますのでご了承ください。

※この用紙が不足した場合は、コピーしてご使用ください。



特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

法人番号 (個人番号は記載不要)																				
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

田辺市長 宛て 令和 年 月 日 提出	(特別徴収義務者)	フリガナ		特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称 (氏名)			所 属	
		所 在 地	〒	連 絡 先	氏 名	
					電 話	

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。
 ◎変更する事項のみ記入してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。
 ◎誤謬を避けるため、フリガナは必ずつけてください。

変 更 年 月 日	令 和 年 月 日
-----------	-----------

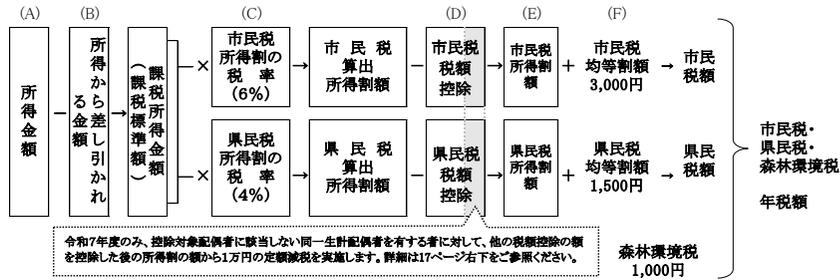
事 項	変 更 前 (旧)	変 更 後 (新)
法人番号 (個人番号は記載不要)	/	/
フリガナ		
名 称		
フリガナ		
所 在 地	〒	〒
電 話 番 号		
関係書類送付先 (上記以外を希望される 場合に記入してください)	〒 電話番号	〒 電話番号

変 更 理 由 (該当の□にレを 記入してください)	1. 名称変更	<input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 法人成り・個人事業主変更※ <input type="checkbox"/> 新法人の設立※ <input type="checkbox"/> 分割による変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 (□旧社名の法人は登記上存続し社名変更 □旧社名の法人は登記上解散し合併された) <input type="checkbox"/> その他()※印が付いている項目については、給与所得者異動届出書を別途提出してください。
	2. 所在地変更	<input type="checkbox"/> 事務所が移転 <input type="checkbox"/> 送付先変更 <input type="checkbox"/> その他()
	3. その他	<input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> その他()

合 併 ・ 吸 収 及 び 分 割 の 場 合 に 記 入 し て く だ さ い。	合併・吸収・分割 先の名称		特別徴収義務者 指 定 番 号	有() ・ 無
	合併・吸収・分割後の指定番号について1~3の中から選んで○をしてください		合併・吸収・分割後の納入開始時期	
(合併の場合、合併した法人の数 □ 社会併)	1. 旧特別徴収義務者の指定番号()を使用する	} 理由が2.3.の場合は、給与所得者異動届出書を別途提出してください。	()年()月分 納期(月10日)から納入予定	
	2. 合併・吸収・分割先の指定番号()を使用する			
3. 新規に指定番号を取得する	納入書			
			要・不要	

◎この変更届出書を提出されましても、法人市民税等に係る異動届出書を提出したことになりませんのでご注意ください。
 ※関係書類には個人番号(マイナンバー)が記載された書類も含まれます。

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税の計算方法



(A)所得金額・・・所得税法及び地方税法等の規定によって計算されるものです。

(B)所得から差し引かれる金額

(ア)雑損控除額

次の①又は②のいずれか多い方の金額

- ①差引損失額－総所得金額等の10%
 - ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円
- ※差引損失額＝損失額－保険金等で補填される金額

(イ)医療費控除額

- ①従来の医療費控除(最高200万円)
(医療費－保険金等で補填される額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない金額)
- ②セルフメディケーション税制(最高8万8千円)
(特定一般用医薬品等購入費の合計額－保険金等で補填される金額)－1万2千円

(ウ)社会保険料控除額・・・支払った社会保険料(国民健康保険等)の全額

(エ)小規模企業共済等掛金控除額・・・支払った確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金等の全額

(オ)生命保険料控除額・・・合計適用限度額 70,000円

(1)新制度(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	全額
12,000円超 32,000円以下	支払金額 × 1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払金額 × 1/4 + 14,000円
56,000円超	28,000円

一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除額について、それぞれ左の算式により計算します。
(適用限度額：28,000円)

(2)旧制度(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	全額
15,000円超 40,000円以下	支払金額 × 1/2 + 7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払金額 × 1/4 + 17,500円
70,000円超	35,000円

従前の計算方法が適用されます。
一般の生命保険料、個人年金保険料の控除額について、それぞれ左の算式により計算します。
(適用限度額：35,000円)

- (3)一般生命保険料及び個人年金保険料において新制度と旧制度の双方がある場合の控除額
それぞれ(1)と(2)の計算式で求めた金額の合計額(上限28,000円)と、(2)の計算式で求めた金額(上限35,000円)のいずれか有利な方を選択します。

(カ)地震保険料控除額

年間の支払保険料等	控除額
保地震 50,000円以下	支払金額 × 1/2
保地震 50,000円超	25,000円
契約 旧長期 5,000円以下	全額
契約 旧長期 5,000円超 15,000円以下	支払金額 × 1/2 + 2,500円
契約 旧長期 15,000円超	10,000円

地震保険と旧長期契約の両方がある場合、限度額は25,000円です。

(キ)配偶者控除額・・・本人の合計所得金額1,000万円以下で配偶者の合計所得金額が48万円以下

	本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
一般	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (昭和30年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円

(ク)配偶者特別控除額・・・本人の合計所得金額1,000万円以下で配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
	控除額		
48万円 超 100万円 以下	33万円	22万円	11万円
100万円 超 105万円 以下	31万円	21万円	11万円
105万円 超 110万円 以下	26万円	18万円	9万円
110万円 超 115万円 以下	21万円	14万円	7万円
115万円 超 120万円 以下	16万円	11万円	6万円
120万円 超 125万円 以下	11万円	8万円	4万円
125万円 超 130万円 以下	6万円	4万円	2万円
130万円 超 133万円 以下	3万円	2万円	1万円

(ケ)扶養控除額

- 一般扶養親族 (平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ)・・・33万円
- 〃 (昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ)・・・33万円
- 特定扶養親族 (平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ)・・・45万円
- 老人扶養親族 (昭和30年1月1日以前生まれ)・・・38万円
- 同居老親等 (昭和30年1月1日以前生まれ)・・・45万円

*年少扶養親族(年齢16歳未満)がいる場合、扶養控除を受けることはできませんが、市民税・県民税・森林環境税の非課税限度額の算定等のために、市へ提出する給与支払報告書の「16歳未満扶養親族」の欄に人数を記載してください。

(コ)障害者控除額

- ①障害者・・・26万円
- ②特別障害者・・・30万円
- ③同居特別障害者・・・53万円

*障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族である場合や、配偶者控除の適用を受けることのできない同一生計配偶者においても適用されます。

(サ)寡婦控除額・・・26万円

(シ)ひとり親控除額・・・30万円

(ス)勤労学生控除額・・・26万円

(セ)基礎控除額 (本人の合計所得金額 2,400万円以下)・・・43万円

(本人の合計所得金額 2,400万円超 2,450万円以下)・・・29万円

(本人の合計所得金額 2,450万円超 2,500万円以下)・・・15万円

(C)所得割の税率・・・一律10%

市民税 6% 県民税 4%

なお、土地・建物等の譲渡所得等は特別な計算をしますので、詳しくは税務課市民税係にお尋ねください。

(D)税額控除・・・配当控除、調整控除、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)、寄附金税額控除など

(ア)配当控除

種 類		課税所得金額			
		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分		
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券	外資建証券等投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外資建証券等投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(イ)調整控除

(1)合計課税所得金額が200万円以下

次の①と②のいずれか少ない金額の5%(市民税3%、県民税2%)を控除

①5万円+人的控除額の差の合計額(基礎控除の差は除く。)

②個人住民税の合計課税所得金額

(2)合計課税所得金額が200万円超

{5万円+人的控除額の差の合計額(基礎控除の差は除く。)-(合計課税所得金額-200万円)}の5%(市民税3%、県民税2%)を控除

*この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

*人的控除の差とは、扶養控除等で所得税ベースでの所得控除額と住民税ベースでの所得控除額の違いによる差額のことです。

*合計所得金額が2,500万円を超える方については、調整控除の適用はありません。

(ウ)住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年から令和7年12月31日までに入居された方が、前年分の所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次のそれぞれで、①と②のいずれか少ない金額を控除

【平成21年から令和7年12月31日までに入居された方】

①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額の5%(最高97,500円)

【平成26年から令和3年12月31日までに入居された方で特定取得に該当する方】

①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額の7%(最高136,500円)【※①】

【注】令和4年中に入居した方で、住宅対価の額または費用の額に含まれる消費税率が10%かつ一定期間に住宅取得等の締結した場合、控除限度額は【※①】と同じになります。

(エ)寄附金税額控除

(1)基本控除額：[対象となる寄附金の合計額(総所得金額等×30%が限度)-2千円]×10%

(2)地方公共団体(ふるさと納税)への寄附金税額控除額は、上記の基本控除額と次の特例控除額を足し合わせた額です。ただし、特例控除額は個人住民税の所得割額*の2割を限度とします。

特例控除額：[寄附金の合計額(総所得金額等×30%が限度)-2千円]×(90%-所得税の税率×1.021)

*下記(オ)に記載する特別控除の額を控除する前の所得割の額とします。

(オ)定額による所得割額の特別控除(定額減税) ※令和7年度のみ

令和6年12月31日現在で、個人住民税に係る納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超かつ1,805万円以下で、合計所得金額が48万円以下の配偶者(国外居住者を除く。)を有する者に対して、他の税額控除の額を控除した後の所得割の額から1万円を控除します。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とします。

(B)配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額 ①	①×3/5	①×2/5

(F)均等割額 市民税 3,000円 県民税 1,500円

・上記の均等割額が課税される方には、「森林環境税(国税)1,000円が併せて課税されます。(合計5,500円)

・県民税均等割額には「紀の国森づくり税」500円が含まれています。

■非課税の範囲

- ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下である方。
- ・前年の合計所得金額が、次で求めた額以下である方。

① 扶養親族がいない場合の所得 38万円(給与収入のみの場合は収入金額が93万円)

② 扶養親族がいる場合の所得 28万円×家族数(1+扶養親族)+26万8千円

所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するもので、次の二種類の控除があります。

1.子ども・特別障害者等を有する方等

前年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、④本人が特別障害者に該当する方、⑤年齢23歳未満の扶養親族を有する方、⑥特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方のいずれかに該当する場合に、以下の所得金額調整控除額を給与所得から控除します。なお、この控除は扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、夫婦双方がこの控除の適用を受けることができます。

◎所得金額調整控除額=(給与等の収入金額-850万円)×10%

※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円とします。

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

2.給与所得と年金所得の双方を有する方

前年の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える場合に、以下の所得金額調整控除額を給与所得から控除します。なお、上記1の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

◎所得金額調整控除額

= (給与所得控除後の給与等の金額+公的年金等に係る雑所得の金額)-10万円

※給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合は10万円とします。

<令和7年度から実施される市民税・県民税の主な変更内容>

1.住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の拡充・延長

子育て世帯(19歳未満の子を有する世帯)または若年夫婦世帯(夫婦いずれかが40歳未満の世帯)が、認定住宅等の新築等をして、令和6年中に入居する場合には、令和4年・5年の入居の限度額が維持されます。

また、合計所得金額が1,000万円以下の方に対して、新築住宅の床下面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置について、建築確認期限が令和6年12月31日まで延長されました。

	新築・買取再販売住宅	認定住宅	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯 若年夫婦世帯	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	上記以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

※住宅ローン控除の適用条件等について詳しくは、国土交通省ホームページをご参照ください。

2.定額による所得割額の特別控除(定額減税)の実施 ※令和7年度のみ

令和6年12月31日現在で、個人住民税に係る納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超かつ1,805万円以下で、合計所得金額が48万円以下の配偶者(国外居住者を除く。)を有する者に対して、他の税額控除の額を控除した後の所得割の額から1万円の定額減税を実施します。

～電子申告をご利用ください～

○eLTAX(エルタックス)とは

eLTAXとは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。eLTAXは地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営を行っています。

○ご利用いただける手続き

・給与支払報告書(総括表)、給与支払報告書(個人別明細書)

※ 前々年に税務署に提出すべき給与所得の源泉徴収票が100枚以上の場合、各自治体に提出する給与支払報告書について、eLTAX又は光ディスク等を利用した電子提出が義務付けられています。

※ 田辺市では、eLTAXで給与支払報告書の提出があり、かつ希望される特別徴収義務者については、「特別徴収の税額決定通知書」の内容をデータ化し、法的効力をもたせるために、電子署名を付与したものを提供しています。また令和6年度からは、納税義務者への「特別徴収の税額決定通知書」についても、電子媒体で提供しています。なお、電子媒体で提供するデータは当初の内容のみとなり、以後の税額の変更による通知につきましては、紙媒体での送付となりますので、ご了承ください。

(このほか、法人市民税、固定資産税(償却資産)、申請・届出(法人設立・設置届出書、異動届)についても申告手続きができます。)

- ・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

○こんなメリットがあります

- ・地方税の申告が、郵送や窓口に出向くことなく、インターネットで自宅や事務所内から簡単にできます。
- ・複数の地方公共団体への申告について、まとめて一度に手続きできます。(ただし、電子申告システムサービスを開始している団体に限ります。)
- ・市販の税務・会計ソフトでも、そのまま申告手続きができます。(ただし、eLTAXの対応ソフトに限ります。)
- ・eLTAXの「地方税共通納税システム」を利用して、金融機関に赴くことなく複数の自治体に一括して電子納税が可能です。

○申告をする場合には

まずeLTAXのホームページから利用の届出が必要となります。利用の届出は、eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)よりアクセスしてください。

○eLTAXをご利用する場合には

eLTAXを利用できるパソコンの準備や電子証明書の取得などの手続きが必要です。

○詳しい内容や手続き等のお問い合わせは、地方税共同機構へ

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。eLTAXホームページ:<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXホームページ



よくあるご質問



なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。eLTAXホームページの「よくあるご質問」:<https://eltax.custhelp.com/>

こんなときは、以下の書類をお願いします。

こんなとき	提出書類	様式	提出先
納税者が退職や転勤等をしたとき	特別徴収に係る給与所得者異動届出書	本冊子の 13ページ	税務課 市民税係
納入にゆうちょ銀行(郵便局)を利用するとき	指定通知書	本冊子の 12ページ	ゆうちょ銀行 (郵便局)
	ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書の提出について	本冊子の 12ページ	収納課
事業所の所在地・名称等を変更したとき	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	本冊子の 15ページ	税務課 市民税係
普通徴収から特別徴収へ切り替えるとき	特別徴収切替届出(依頼)書	本冊子の 14ページ	税務課 市民税係
納期特例の適用を受けるとき	市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額の納期特例の承認申請書	ホームページにて ダウンロード	税務課 市民税係

<特別徴収に係る給与所得者異動届出書、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書、特別徴収切替届出(依頼)書は、田辺市のホームページ(<http://www.city.tanabe.lg.jp/>)からダウンロードできます。>

※当課へ郵便を出される際に、宛名ラベルとして、ミシン目に沿って切り離してご使用ください。

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所 税務課 市民税係 行 (特別徴収関係書類在中)	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所 税務課 市民税係 行 (特別徴収関係書類在中)	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所 税務課 市民税係 行 (特別徴収関係書類在中)
---	---	---